

1. 組織名

日本放送協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

知的財産分野の著作権にかかわる交渉においては、保護期間の延長など権利の保護を強化する方向だと聞いています。しかし、放送番組の制作を円滑に進め、放送番組の流通を促進するためには、著作権の保護を強化するだけでなく、併せて著作物の利用の円滑化を図ることも重要だと考えます。

言うまでもないことですが、米国の著作権法は必ずしも世界の標準ではありません。この交渉において、万一、国内での十分な議論なしに米国のルールを一方的に受け入れるようなことになれば、著作権の保護と著作物利用のバランスを欠くことになるのではないかと懸念します。

こうしたことから、文化審議会著作権分科会におけるこれまでの検討経緯等も慎重に考慮したうえで交渉に当たられるよう、強く要望します。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

意見

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項